

業務委託契約約款（案） 目次

第1章 総則-----	1
第2章 業務の範囲に関する条項-----	6
第3章 モニタリングに関する条項----	13
第4章 委託料に関する条項-----	16
第5章 リスク負担-----	18
第6章 業務の終了に関する条項-----	22
第7章 補則条項-----	25

業務委託契約約款（案）

第1章 総則

（目的・業務委託）

第1条 本契約は、発注者と受注者が相互に協力し、宜野湾市上下水道事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 発注者は、本事業の実施にあたり、受注者に対し、本事業に関する業務のうち要求水準書「1. 4 業務の範囲」に定める業務（以下「本業務」という。）を包括的に委託し、受注者はこれを受託する。

（用語の定義）

第2条 この契約書において使用する用語の定義は次のとおりである。

- （1）「要求水準書」とは、発注者作成にかかる令和7年6月付「宜野湾市上下水道事業包括業務委託要求水準書」をいう
- （2）「本件施設」とは、要求水準書「2. 1 本業務の対象施設」に示すものを主とした、発注者が管理する水道施設、公共下水道施設の全てをいう。
- （3）「事務所」とは、発注者が受注者に対し、本業務の事務を履行する場所として具体的に指定する宜野湾市上下水道局内の事務スペースをいう。
- （4）「既存施設等」とは、本件施設、本件施設の付属設備、事務所の他、発注者が受注者に貸与又は提供する消耗品、備品、図書その他の物品をいう。
- （5）「履行期間」とは、受注者がこの契約書に基づき、本業務を実施する期間をいう。
- （6）「履行年度」とは、履行期間中における4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- （7）「準備期間」とは、契約発効日（令和●年●月●日）から令和8年3月31日までの期間をいう。
- （8）「契約発効日」とは、本契約について発注者と受注者が合意し、本契約書に記名押印した日をいう。
- （9）「業務開始日」とは、準備期間終了日の翌日をいう。
- （10）「修繕」とは、本件施設の機能を維持するための、老朽化、故障、毀損等した部位の修理や、部品等の取替えなどの経常的な修繕をいう。
- （11）「履行計画書」とは、10か年履行計画書、年間履行計画書、緊急時対応計画書及び改善計画書をいう。

- (12) 「10 か年履行計画書」とは、履行期間における履行計画書をいう。
- (13) 「年間履行計画書」とは、履行年度における履行計画書をいう。
- (14) 「緊急時対応計画書」とは、履行期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- (15) 「不可抗力」とは、台風、雷害、渇水、地震、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものをいう。
- (16) 「監理責任者」とは、業務を監督する発注者の責任者をいう。
- (17) 「業務責任者」とは、本業務に関する業務委託全体を統括する責任者であり、受注者の現場代理人をいう。
- (18) 「部門責任者」とは、料金等関連業務、水道工務関連業務、下水道工務関連業務各業務をそれぞれ管理する責任者をいう。
- (19) 「収納取扱責任者」とは、料金等関連業務における収納業務を把握し管理する責任者をいう。
- (20) 「従業員」とは、本業務に従事する者でかつ、受注者と直接の雇用関係にある者とし、業務責任者、部門責任者及び収納取扱責任者を含むものとする。
- (21) 「業務従事者」とは、本業務に従事する者で、従業員を含むものとする。
- (22) 「著作物」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する著作物及び著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラム、著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースをいう。
- (23) 「著作権」とは、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。
- (24) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- (25) 「サービス水準」とは、契約書及び要求水準書並びに年間履行計画書に記載した本業務の質の最低水準をいう。
- (26) 「サービス水準の未達」とは、サービス水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- (27) 「改善計画書」とは、履行期間中にサービス水準の未達が判明した場合における改善方法及び期日等の改善計画を定めた計画書をいう。
- (28) 「再改善計画書」とは、変更又は再提出した改善計画書をいう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第 3 条 受注者は、本件施設が上下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 発注者は、本業務が民間事業者の創意工夫の発揮によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(責任負担)

第4条 この業務に伴う水道法及び下水道法（以下「各業法」という。）上の管理責任は、発注者が負うものとする。

- 2 その他の発注者及び受注者の基本的な責任負担は要求水準書に定めるものとする。

(指示等)

第5条 発注者は、各業法上の管理責任を果たすために必要と認めたときは、受注者に対し、本業務に関する指示を行うことができる。この場合、受注者は、当該指示に従い当該業務を行わなければならない。

(業務の手段)

第6条 受注者は、特に定めがある場合又は前条の指示、若しくは発注者及び受注者による協議がある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 受注者は、本契約の履行にあたり、法令及び発注者が定める個人情報の保護に関する取扱い等に基づき個人情報を取扱うものとする。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失、盗用等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに本業務の遂行中又は終了後を問わず、以下の各号を遵守し、また、業務従事者に以下の各号を遵守するように指示監督するものとする。

- (1) 本業務の履行上知り得た情報を第三者に漏えい又は閲覧若しくは提供、貸出し等しないこと。
 - (2) 本業務の履行上知り得た情報を発注者の認める目的以外に使用しないこと。
 - (3) 本業務の履行上知り得た情報を複写、及び複製しないこと。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡、貸与、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(受注者の責務)

第9条 受注者は、宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第4条の規定に基づき、宜野湾市が実施する暴力排除活動に関する施策に協力するとともに、暴力団員による不当な行為に関する情報を得たときは、当該情報を関係機関へ提供するよう努めなければならない。

(書面主義)

- 第10条 本契約に基づく指示、請求、通知、報告、申出、承諾、通告、合意、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は書面により行う。
- 2 発注者及び受注者は、前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を後日書面に記載しこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、本契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約保証金)

- 第11条 受注者は、本契約締結と同時に、発注者に契約保証金を納付する。ただし、宜野湾市上下水道事業契約事務規程（平成7年宜野湾市水道部管理規程第3号）第27条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(契約の譲渡等)

- 第12条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、又は継承させてはならない。ただし、発注者の事前の書面による承諾がある場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、既存施設等を第三者に譲渡、貸与、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(再委託等)

- 第13条 受注者は、業務のすべてを第三者に再委託又は請け負わせることはできない。
- 2 受注者は、年度ごとに発注者の承認を受けて、業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせることができる。

- 3 受注者は、前項に基づき業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせた場合でも、当該第三者の業務履行について一切の責任を負うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 受注者は、第2項に基づき業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせる場合には、適正な価格での契約締結に努めなければならない。

(著作物の使用等)

第14条 発注者及び受注者は、本業務の実施に当たって使用する著作物の著作権は当該著作物を創作した著作者に帰属することを確認し、著作者が事前に承諾した場合には、相手方は当該著作物を利用することができるものとする。この場合、著作物の使用に際し、使用料の支払いは免除されるものとする。

(特許権等の使用)

第15条 受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第2章 業務の範囲に関する条項

(本業務の概要)

第16条 受注者は、本業務を、本契約、募集説明書及び受注者による技術提案に従い、適正かつ確実に実施する。

- 2 受注者は履行計画書に従って本業務を遂行しなければならない。
- 3 受注者は、本契約、募集説明書及び受注者による技術提案による要求水準を満たし、安定的かつ適切な方法を用いて本業務を履行するため、本業務の実施に必要な能力・資質・経験を有する人員を配置して、本業務の実施に必要な整備を整える。
- 4 発注者は、本契約、募集説明書及び受注者による技術提案の定めるところに従い、受注者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要な措置をとる。

(履行期間)

第17条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までとする。ただし、契約発効日から令和8年3月31日までは、本業務を問題なく履行できる状態にするための準備期間とし、受注者は自らの責任と費用において準備を行うものとする。

(法令の遵守等)

第18条 受注者は、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施しなければならない。ただし、関係法令以外の仕様、マニュアル等の内容については、必要に応じ発注者と受注者において協議を行う。

(発注者の実施体制)

第19条 発注者は、受注者による本業務の実施を監督するとともに、受注者との連絡・協議にあたるため、監理責任者を置かなければならない。

- 2 発注者は前項により監理責任者を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。監理責任者を変更したときも同様とする。
- 3 監理責任者は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する回答
 - (2) 業務の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
 - (3) 発注者が業務実施において著しく不適当と認める場合における、受注者に対する必要な措置の実施要求
- 4 前項の規定による監理責任者の回答及び要求は、書面により行う。なお、前

項第3号の場合には理由を明示するものとする。

5 契約書に定める書面の提出及び受領は、監理責任者により行う。

(受注者の実施体制)

第20条 受注者は、本業務を実施するため、要求水準書「1.5.4 業務実施体制」の要件を満たす、業務責任者、部門責任者、副部門責任者及び収納取扱責任者（以下、併せて「業務責任者等」という。）を選任し、令和3年1月12日までに書面をもって発注者に通知しなければならない。また、業務責任者等を変更するときは、変更の30日前までに書面をもって発注者に通知しなければならないものとする。

(既存施設等の確認及び使用)

第21条 発注者及び受注者は、契約締結後から準備期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量、その他の内容について、双方立会いのうえ、書面により確認するものとする。

2 受注者は、受注者が調達する義務を負うものを除き、業務の実施のため必要な範囲内において、既存施設等を使用することができる。

3 受注者は、既存施設等について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用、保存、又は保管しなければならない。

(貸与品等)

第22条 本業務の実施に際し、貸与品等の品名、数量及び仕様等は、要求水準書「別紙7 貸与可能品一覧」に定めるところにより、発注者は貸与品等を受注者に無償で貸与する。

2 前項の規定により発注者が受注者に貸与する貸与品等について、発注者は受注者に所有権を与えるものではない。

3 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から14日以内に発注者に借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、貸与品等を善良なる管理者の注意を以ってこれを使用、保存又は保管しなければならない。

5 受注者は、本契約の定めるところにより、本業務の完了、本契約の解除、変更等があったときは、発注者の求めに応じ、貸与品等を速やかに返却しなければならない。

6 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、その返却が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返却しなければならない。また、その費用については、受注者が負担しなければ

ばならない。

(履行計画書の策定)

第 23 条 受注者は、業務の実施のため、契約書及び要求水準書に基づき、次条から第 26 条に規定するところにより、履行計画書を策定しなければならない。

(10 か年履行計画書)

第 24 条 受注者は、契約締結後から準備期間終了日までの間に、業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた 10 か年履行計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 前項に規定する 10 か年履行計画書は、業務開始日から履行期間の終了日までの期間を対象とする。
- 3 受注者は、前項の 10 か年履行計画書を必要に応じて適宜改訂するものとする。
- 4 受注者は、前項の改訂を行ったときは、速やかに発注者に届出て、その承諾を得なければならない。

(年間履行計画書)

第 25 条 受注者は、当該運営年度の開始前までに、当該運営年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間履行計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 年間履行計画書は、10 か年履行計画書に基づき策定するものとする。

(緊急時対応計画書)

第 26 条 受注者は、契約締結後から準備期間終了日までの間に、本件施設の停電、機器の破損、場内配管の漏洩・破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合における対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂し、緊急事態の対応に対して万全を図らなければならない。
- 3 受注者は、前項の改訂を行ったときは、速やかに発注者に届出て、その承諾を得なければならない。

(履行計画書の修正)

第 27 条 発注者は、第 24 条から第 26 条に基づく履行計画書が不適当であると認める場合は、受注者に対し、その変更若しくは修正又は再提出を求めること

ができる。

- 2 発注者は、正当な理由なく、履行計画書に対する承諾を保留し、又は遅延してはならない。

(計画の実施に伴う費用・責任)

第 28 条 年間履行計画及び緊急時対応計画の策定及び改訂は、受注者の責任と費用により実施されるものとする。

(施設更新等の請求)

第 29 条 本件施設の経年劣化、損傷その他の理由により、修繕により本件施設の機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとするものが著しく非合理的であると認められるときは、受注者は発注者にその旨を報告し、施設の更新・改築を請求することができる。

- 2 前項の請求があったときは、発注者は速やかに本件施設の現況を調査して、更新・改築の是非を判断し、その内容を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の判断をするにあたり、受注者の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項の請求があったにもかかわらず、必要な施設の更新・改築を行わなかったために受注者又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責めを負う。ただし、受注者に故意若しくは過失があると認められる場合には、発注者はその程度に応じて、受注者に対し負うべき債務と相殺し、又は第三者に対して行った賠償を受注者に求償することができる。

(施設改良等)

第 30 条 受注者は、技術提案書又は履行期間中の提案につき、本業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、発注者の事前の書面による承諾を得て、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 受注者は、技術提案書又は履行期間中の提案につき、本業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、発注者の事前の書面による承諾を得て、自己の責任と費用により、創意工夫を発揮するために自ら必要と判断した設備を本件施設及び事務所内に設置することができる。
- 3 受注者は、前項の設備を設置する際、必要最小限の範囲で本件施設及び事務所に変更を加えることができる。ただし、受注者は当該変更の内容について、事前に発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

- 4 第2項の規定により、受注者が本件施設及び事務所内に設置した設備の所有権は、受注者に帰属する。

(改良施設の撤去等)

第31条 受注者は、履行期間が終了した際、前条に基づき変更又は改良した施設を自己の責任と費用により、原状に復旧し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、発注者が受注者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

(ユーティリティー等の調達)

第32条 受注者は、自己の責任と費用により、本業務の実施に必要な電力、通信、水道、薬品、及びその他の燃料等を調達しなければならない。

- 2 受注者は、発注者から貸与・提供を受けたものを除き、自己の責任と費用により、本業務の実施に必要な全ての消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

(許認可)

第33条 本業務の実施に関し、受注者が自ら行うべき国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等の申請は、受注者が自己の責任と費用により行う。この場合において、発注者は受注者の請求により必要な協力を行う。

- 2 法令上、発注者が申請すべき許認可については発注者が行う。この場合において、受注者は発注者の請求により必要な協力を行う。

(水質異常に対する措置)

第34条 受注者は、水道水の水質が水道法に定める水質基準を満足しない又は満足するが平常値とは明らかに異なる結果を示すとき（以下「水質異常」という。）は、直ちに口頭によりその旨を発注者に報告し、緊急時対応計画書に基づき対応しなければならない。ただし、緊急時対応計画書に定めのない事態が発生した場合は、発注者の指示に基づき対応するものとする。

- 2 前項の規定により実施した水質異常への対応により、第三者に損害が生じたときは、発注者がその損害を賠償する責めを負う。ただし、当該水質異常が、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は受注者に対し、求償することができる。

(異常増水に対する措置)

第35条 本件施設の浸水又はその恐れが生じたときは、受注者は直ちに口頭に

よりその旨を発注者に報告した上、緊急時対応計画書に基づき対応しなければならない。ただし、緊急時対応計画書に定めのない事態が発生した場合は、発注者の指示に基づき対応するものとする。

- 2 前項の規定により実施した異常増水への対応により、第三者に損害が生じたときは、発注者がその損害を賠償する責めを負う。ただし、当該異常増水が、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は受注者に対し、求償することができる。

(協働の措置)

第 36 条 第 34 条及び前条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、発注者及び受注者は協働して必要な措置を講ずるものとし、受注者は、最大限の誠意と努力をもって、発注者に協力する。

- 2 前項に規定する受注者の協力が業務の範囲外である場合に追加費用が生じたときは、発注者が負担するものとする。

(臨機の措置)

第 37 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、あらかじめ発注者の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 受注者は、前項の場合において、措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他本業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(受注者の改善提案)

第 38 条 受注者は、本業務について、業務の水準を要求水準から低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

- 2 前項の受注者が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

(要求水準書の変更等)

第 39 条 発注者は、自ら若しくは前条による受注者の改善提案により、必要と認める場合は、受注者に対して要求水準書の変更の検討を指示することがで

きるものとし、受注者は、当該指示の受理後 14 日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を発注者に報告するものとする。

- 2 発注者は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受注者に通知しなければならない。
- 3 変更後の当該要求水準は、発注者が受注者に通知し、受注者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。
- 4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要があるときは、第 63 条の定めに従うものとする。

(要求水準書の変更に伴う措置)

第 40 条 前条第 2 項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、受注者に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときは発注者が負担し、受注者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。

- 2 前項において、発注者の負担する額又は受注者の委託料の減額については、発注者及び受注者が双方で協議の上これを定めるものとする。ただし、受注者の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額を削減しないものとする。
- 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、受注者の改善提案を行った受注者の責任が回避されるものではない。
- 4 前条第 4 項の規定により、受注者に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときの措置は、第 64 条の定めに従うものとする。

第3章 モニタリングに関する条項

(業務日報の作成)

第41条 受注者は毎日、業務日報を作成し、常時、事務所に備えなければならない。

2 受注者は、発注者から請求があった場合、速やかに業務日報を発注者に提出しなければならない。

(業務の報告)

第42条 受注者は、本業務の実施状況を正確に反映した次の各号に掲げる業務報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(1) 受注者は、各月の第5開庁日までに、前月における月間業務報告書を発注者に提出しなければならない。

(2) 受注者は、履行年度ごとに年間業務報告書を作成し、翌年度4月の第10開庁日までに発注者に提出しなければならない。

(実施状況の確認)

第43条 発注者は、履行期間において、受注者が実施する本業務の質及び内容を確認するため、次条から第46条まで定めるところにより、本業務の実施状況を確認する。

(日常の確認)

第44条 発注者は、第41条に規定する業務日報に基づき、本業務の実施状況を確認することができる。

(定期の確認)

第45条 発注者は、第42条各号に規定する業務報告書に基づき、受注者の立会いの上、書類確認及び現地確認その他の方法により、本業務の実施状況を確認するための検査を実施しなければならない。

2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から10日以内に完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該確認が完了し検査に合格したときは、その旨を書面をもって受注者に通知しなければならない。

(随時の確認)

第46条 第44条及び第45条によるほか、発注者が特に必要と認めたときは、受注者に対して事前に通知することなく、現地調査により、本業務の実施状況

を確認することができる。

- 2 前項の確認を実施するとき、受注者はその求めに応じて、発注者の確認に立ち会い、本業務の実施状況を説明し、書類を提出するなど、発注者に協力しなければならない。

(改善通告)

第 47 条 第 44 条から第 46 条による確認の結果、受注者が履行する本業務についてサービス水準の未達が判明した場合には、発注者は受注者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

- 2 受注者は、前項の通告を受けたときは、当該通告を受領した日から 10 日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を発注者に提出するとともに、その実施状況を報告しなければならない。
- 3 発注者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受注者に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(再改善計画書の提出)

第 48 条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該サービス水準の未達が是正されなかったときは、発注者は受注者に対して、当該改善計画書を変更した再改善計画書を提出するよう通告するものとする。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、再改善計画書の提出の場合に準用する。
- 3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は受注者が負担する。

(委託料の支払停止)

第 49 条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該サービス水準の未達が是正されないときには、発注者は受注者に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。

- 2 前項の支払停止を行う場合には、事前に発注者は受注者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 当該サービス水準の未達が是正されたときは、発注者は第 1 項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに受注者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(業務責任者に対する措置請求)

第 50 条 前条に定める委託料の支払停止の他、再改善計画書に定める期日までに、当該サービス水準の未達が是正されないときは、発注者は業務従事者の交代等に関して必要な措置を請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

(監理責任者に対する措置請求)

第 51 条 受注者は、監理責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対し、その理由を明らかにして必要な措置を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第4章 委託料に関する条項

(委託料の額)

第52条 発注者は受注者に対して、以下の金額を本業務の委託料として支払う。

(1) 固定費 金●●●●円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥●●●)

(2) 変動費 金●●●●円を上限とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥●●●)

2 委託料のうち、固定費の支払いは、月額均等払いとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数の合計額を3月期に精算するものとする。

3 委託料のうち、変動費の支払いは、「別紙1 対象業務別の変動費支払上限額」に定める委託料の内、受注者が実施した業務の内容に従った実費相当額に契約書「別紙3 特記事項」第1条に定める請負比率を乗じた額を毎月支払うものとする。なお、各年度の上限額については、第24条に規定する10か年履行計画書に基づき、発注者受注者協議の上これを定める。

4 委託料のうち、改築支援業務(下水道管路ストックマネジメントシステム保守管理業務を除く。)に係る費用の支払いは、受注者が実施した業務内容に従った実費相当額に契約書「別紙3 特記事項」第1条に定める請負比率を乗じた額を出来高精算として支払うものとする。なお、各年度の上限額については、第24条に規定する10か年履行計画書に基づき、発注者受注者協議の上これを定める。

5 委託料のうち、要求水準書要求水準書「別紙5 対象施設」に定める施設に関連する電気料金、動力費等については、受注者から報告のあった実績に基づいて毎月支払うものとする。

(支払の手続き)

第53条 受注者は、第42条第1項第1号の月間業務報告書により第45条第1項の実施状況の確認を受け、検査に合格したときには、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第45条第2項の期間内に本業務の実施状況の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から本業務の実施状況の確認を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更)

第 54 条 発注者又は受注者は、履行期間内において、契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託料（委託料から当該請求時の出来高部分に相応する委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残委託金額の 1000 分の 15 を超える額につき、委託料の変更に応じなければならない。この場合のスライド額の算出については、「別紙 2 スライド額の算出」を参照すること。
- 3 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により委託料の金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく委託料変更の基準とした日」にするものとする。
- 4 予期することのできない特別な事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は前 2 項の規定にかかわらず、委託料の金額の変更を請求することができる。
- 5 第 1 項又は前項の場合において、委託料の金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

第5章 リスク負担

(施設能力の確保)

第56条 発注者は、履行期間を通じ、水需要の増加やその他の理由によって必要となる場合において、本件施設の新設、改良その他施設能力確保のための措置を行うものとする。

- 2 前項の場合、発注者は、受注者に業務の実施に関して新たに必要となる費用を支払うものとする。ただし、要求水準書「別紙5 対象施設」に定める次の各号に示す施設の新設、改良その他施設能力確保のための措置については、この限りではない。

(1) 水道：管路及び附属施設

(2) 下水道：管路・函渠

- 3 前項の新たに必要となる費用については、発注者及び受注者が双方協議の上、これを定める。

(所有権)

第57条 本件施設及び本業務の実施によって受注者が発注者に提出した一切の文書、帳簿、書類及び発注者から貸与されている電算機内のデータ等の所有権は、発注者に帰属する。ただし、受注者の知的財産権、著作権その他技術上のノウハウが含まれる書面等はこの限りではない。

(保険)

第58条 受注者は、履行期間中、自己の費用により、第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとする。ただし、次に定める保険については発注者が加入するため、受注者は加入不要とする。

(1) 公益社団法人日本水道協会が運営する水道賠償責任保険

(2) 公益社団法人日本下水道協会が運営する下水道賠償責任保険

- 2 受注者は、前項に基づき加入する保険を、全て業務開始日以前に契約するものとし、業務開始に先立ち、その保険証書の写しを発注者に提出する。

(一般的損害)

第59条 本業務の実施に関し、受注者の故意又は過失によって発注者に生じた損害については、受注者がその損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰する事由により生じたものについては、発注者が負

担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 60 条 本業務の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合、受注者がその損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害については、発注者がその損害を賠償する責任を負う。ただし、受注者が、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、業務を行う際に通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務の実施に関し、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 業務を行う際に第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力し、その処理解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第 61 条 発注者が、この契約に基づいて履行すべき委託料その他の金銭の支払を遅延した場合、発注者は受注者に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

- 2 受注者が、この契約に基づいて履行すべき賠償金、損害金その他の金銭の支払を遅延した場合、受注者は発注者に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じて民法(明治 29 年法律第 89 号)第 404 条第 2 項の規定による率の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

(不正行為に対する違約金)

第 62 条 受注者の役員又は使用人が、この契約に関して刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第 8 条の 3 において準用する同法第 7 条の 2 の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったことが明らかになったときは、受注者は発注者に対して、当該不正行為を行ったことにより発注者に生じ

た損害の賠償として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該超える額の支払いを受注者に請求することを妨げるものではない。

(法令変更に伴う通知の付与)

第 63 条 契約締結日以後に法令が変更されたことにより、契約書、要求水準書及び履行計画書で提示された条件に従って業務を実施することができなくなったとき、著しく困難になったとき、又は当該法令遵守のために追加費用が発生するときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを発注者に対して通知するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされた以降において、本業務に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第 64 条 発注者が受注者から前条第 1 項に規定する通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令変更に対応するため、速やかに契約書及び履行計画書の変更並びに追加費用の負担等について、協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から 120 日以内に契約書及び履行計画書の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は発注者が負担する。

(不可抗力)

第 65 条 受注者は、不可抗力により本契約書、要求水準書、履行計画書で提示された条件に従って業務を実施することができなくなったとき、著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するときは、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされたとき以降において、本契約に基

づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合は履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう最大限の努力をしなければならない。発注者は、実施することができなくなった又は実施が著しく困難となった業務に関する委託料について、受注者と協議のうえ、委託料を減額することができる。

(不可抗力に伴う協議及び追加費用の負担)

第 66 条 発注者が受注者から前条第 1 項に規定する通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該不可抗力に対応するため、速やかに契約書及び履行計画書の変更並びに追加費用の負担等について、協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず不可抗力が生じた日から 60 日以内に契約書及び履行計画書の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は発注者が負担する。

(契約の解除)

第 67 条 不可抗力により、発注者が本業務の継続が困難と判断した場合、又は本業務の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、発注者及び受注者による協議の上、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する場合は、発注者は受注者に対して、履行期間の終了日までの委託料のうち、解除により受注者が履行を免れた部分に係る業務に関する未払いの委託料について、一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払の手続きは、第 53 条の規定を準用する。

第6章 業務の終了に関する条項

(受注者の債務不履行等による契約の解除)

第68条 発注者は、次の各号の一つに該当する場合、催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間が開始しても業務の履行を開始できないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 発注者が受注者に対して、第49条第1項の規定に基づき、委託料の支払停止措置を講じた後、30日を経過しても、当該支払停止の理由となったサービス水準の未達が是正されないとき。
- (3) 受注者の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。
- (4) 破産、会社更生、民事再生のいずれかの手続きについて、申立がなされたとき。
- (5) 受注者が、自らの履行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (6) 前号までに規定するもののほか、受注者が、この契約に基づく義務に著しく違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 代表者等（法人にあたっては、その役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者、その他団体にあつては、その代表者及び運営に事実上参加している者をいう。以下、この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 代表者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 代表者等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項により本契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の契約の解除に起因して発注者に損害が発生した場合は、発注者はその損害の賠償を受注者に請求することができる。

4 この契約が解除されたことによって生じた受注者の損害については、その賠償を発注者に請求することができない。

（発注者の債務不履行等による契約の解除）

第69条 受注者は、次の各号の一つに該当する場合、発注者に対して書面により通知した上で、契約を解除することができる。

（1） 発注者が本契約書に基づいて履行すべき委託料の支払について、第53条第2項に定める支払期限を経過してから60日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。

（2） 発注者が、本契約書に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受注者が発注者に対して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。

（3） 発注者の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。

2 前項の規定によりこの業務が終了する場合において、当該解除に起因して受注者に損害が発生した場合は、受注者はその損害の賠償を発注者に請求できる。

（業務期間終了時の施設の確認）

第70条 業務が終了するときは、発注者及び受注者の双方が立ち会いの上、既存施設等について、第21条第1項に基づき確認した既存施設等の内容との相違がないことを確認する。

2 受注者は、前項の確認の結果、既存施設等の内容との相違があるときは、自己の責任と費用により必要な修繕・取替え又はこれに代わる金銭の支払いなど必要な措置をとらなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合、又は発注者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

(契約終了に伴う措置)

第 71 条 受注者は、履行期間の終了又は第 68 条若しくは第 69 条により契約が解除されたときは、自己の責任と費用により、発注者の指定する者に業務に関する研修・指導等（以下、本条において「受注者による研修等」という。）を行うものとする。このとき、受注者は、発注者の指定する者が問題なく業務の履行を開始できるよう誠実に対応すること。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する受注者による研修等を行わないことができる。

(1) 発注者が指定する者が受注者であるとき

(2) 発注者が指定する者が、受注者による研修等の必要がない明らかなる事由を記載した書面を発注者に提出し、発注者がこれを承諾したとき。

(3) 前 2 号の他、発注者が受注者による研修等が必要ないと認めたとき。

(保証期間)

第 72 条 発注者は、履行期間終了日から 1 年間が経過するまでの間に、本件施設について、受注者の責めに帰すべき事由による損害が認められた場合、発注者は受注者に対して、損害の復旧を請求することができる。

(所有権の移転)

第 73 条 契約書、要求水準書及びその他の条項において、受注者の所有権を発注者に移転する定めがあるものについては、履行期間の終了日において、受注者の所有権は発注者に委譲される。

2 受注者は、第 69 条により契約が解除され、第 30 条において、受注者が設置した設備の譲渡を発注者が要求した場合においては、受注者は発注者に対して精算金を求めることができる。

第7章 補則条項

(契約の変更)

第74条 発注者と受注者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第75条 本業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて受注者の負担とする。発注者は、委託料およびこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第76条 本契約に関する紛争は、業務委託契約書の履行場所を管轄する地方裁判所とするものとし、発注者及び受注者は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

(要求水準書)

第77条 契約書に関し附する条項については、要求水準書に定める。

(契約書等に定めのない事項及び解釈の疑義)

第78条 契約書又は要求水準書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はその解釈に関して疑義を生じたときは、発注者と受注者による協議の上、これを定めるものとする。なお、特別な理由がある又は緊急を要する場合は、発注者の指示するところによる。

(特記事項)

第79条 本契約に定める事項以外の特記事項については、「別紙3 特記事項」に定めるとおりとする。

別紙１ 対象業務別の変動費支払上限額（業務委託契約約款第 52 条関係）

１．対象業務別の変動費支払上限額

発注者が受注者に履行期間を通じて支払う委託料の内、対象業務別の変動費の支払上限額（10 年分総額）は次表に示すとおりである。なお、各年度の上限額については、第 24 条に規定する 10 か年履行計画書に基づき、発注者受注者協議の上これを定める。

表 対象業務別の変動費支払上限額（10 年分総額）

対象業務			税込支払上限額
水道	管路維持管理業務		見積金額に応じて変更
	施設・設備等修繕業務		
下水道	汚水	下水道施設維持管理業務	
		下水道管清掃及びカメラ調査業務	
	雨水	下水道施設維持管理業務	
		下水道管清掃及びカメラ調査業務	
	ポンプ場修繕費		
	改築支援業務	下水道ストックマネジメント実施方針・計画策定（見直し）業務	
下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査業務			

別紙２ スライド額の算出

$$\text{スライド額} = \{ P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1000) \} \quad (\text{但し、} P1 < P2)$$

この式において、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表す。

P1：変動前残委託料（委託料から当該請求時の出来高部分に相応する委託料を控除した額（税込））

P2：変動後残委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託料に相応する額（税込））

別紙 3 特記事項（業務委託契約約款第 79 条関係）

（請負比率）

第 1 条 水道工務関連業務の変動費に係る業務の請負比率はそれぞれ次のとおりとする。

給配水管維持管理業務 ●●●—

施設・設備等修繕業務 ●●●—

2 下水道工務関連業務の変動費に係る業務の請負比率はそれぞれ次のとおりとする。

下水道施設維持管理業務 ●●●—

下水道管清掃及びカメラ調査業務 ●●●—

施設・設備等修繕業務 ●●●—

下水道ストックマネジメント実施方針・計画策定（見直し）業務●●●

下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査業務 ●●●

3 前 2 項の請負比率の算定方法は、当該業務に係る提案見積額を上限額で除した率とし、小数点以下第 7 位以下は切り捨てるものとする。

（実費相当額の算定）

第 2 条 業務委託契約約款第 52 条第 3 項及び第 4 項における実費相当額は、水道事業実務必携、下水道用設計標準歩掛表、下水道施設維持管理積算要領、土木工事標準積算基準、給水装置工事資材統一単価表、水道資材統一単価表、実施設計単価表（以下「単価表等」という。）に基づき算定する。ただし、各諸経費率の補正は行わない。

2 単価表等で算定できないものは、発注者と受注者双方の協議によって決定した方法で算定する。

（変動費の決定）

第 3 条 発注者が受注者に支払う変動費は、前条に基づき受注者が算定した実費相当額に第 1 条の請負比率を乗じた額とし、発注者と受注者双方による委託料の確定協議によって決定する。